

總農帆21

[hohoho 21]

(2023年)

令和5年9月

第220号

山形市農業委員会

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212 (内線773)



辞令交付



委嘱状交付

新体制スタート

令和5年7月20日、佐藤孝弘市長が農業委員へ辞令の交付を行い(写真左上)、高橋徳郎農業委員会会長が農地利用最適化推進委員へ委嘱状を交付しました。(写真右上)

山形市農業委員会説明会

令和5年7月28日、山形市役所大会議室で説明会が開催されました。農業委員・農地利用最適化推進委員が参集し、業務内容や農地パトロール等の説明により活動に対する意識の共有を図りました。

また、8月21日には山形国際交流プラザで山形県農業会議主催の新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会があり、農業委員会制度、農地法、農業経営基盤強化促進法等について研修を受けました。



山形市農業委員会説明会・農地パトロール説明会

● 農業委員会の活動報告

* 山形市農業委員会説明会 1 P

● お知らせ

* 山形市農業委員会の紹介 2 P

* 退任委員の紹介 2 P

* 農業委員会会長就任の挨拶 3 P

* 農業委員と農地利用最適化推進委員の連携 3 P

* 農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介 4~5 P

* 相続登記の申請の義務化について 6 P

* 許可等日程のお知らせ 6 P





山形市農業委員会の紹介

会長 高橋 徳郎

会長職務代理者 丸子 宏

ホームページに
委員名簿を
掲載しています



農業委員(24名)

安達 良一	安孫子忠善	阿部 芳徳	石川 富夫	伊藤 博良	井上 敏嗣
遠藤 紀江	金子 祐一	川村 栄介	日下部洋一	熊谷 智博	後藤 英治
小松 武	今野 智夫	佐藤 清	推名 俊明	高橋 德郎	丹野 菊男
丹野 長利	富田理恵子	長澤 弘	丸子 宏	森田 誠一	鎌水 豊

農地利用最適化推進委員(24名)

石沢 覚	石山 広義	伊藤 清和	遠藤 和彦	岡崎 良一	木村 紀男
齊藤 稔	斎藤 祐治	佐藤 安広	佐藤 吉之	清水 利光	七五三 熱
鈴木 傳勇	須藤久仁夫	高橋 國彦	永野 輝雄	野口 明宏	平吹 拓也
鞠子 賢司	三浦 覚	三澤 孝司	森谷 繁美	結城 克実	渡邊 祐助

運営委員(委員会の運営を円滑に行うため、議案や重要事項をあらかじめ調査協議する)

◎ 委員長 高橋 徳郎 ◎ 副委員長 丸子 宏

◎ 委員 安達 良一(農政委員長) 推名 俊明(農政副委員長)
金子 祐一 今野 智夫 井上 敏嗣 石川 富夫

編集委員(農委広報やまがた「穂豊帆21」の企画編集を行う)

◎ 委員長 丸子 宏 ◎ 副委員長 遠藤 紀江

◎ 委員 推名 俊明 小松 武 森田 誠一 石山 広義 富田理恵子

このたびご退任されました方々のこれまでのご尽力に感謝申し上げます。

農業委員

本 鈴	森 中	後 柏	池 田	會 丹	川 佐	朝 鈴	木 佐	梅 丹	野 佐	藤 佐	會 丹	草 佐	新 佐	大 築	義 雅	さとみ	さん
沢 木	谷 村	後 藤	倉 野	會 丹	川 佐	藤 木	朝 倉	木 津	野 藤	佐 藤	佐 藤	田 荖	新 関	関 田	義 雅	さん	さん
喜 德	正 文	文 司	英 治	伸 幸	孝 征	菊 男	榮 介	光 作	克 昭	利 美	都 幸	茂 幸	典 男	典 男	雅 典	さん	さん
美 一	美 司	郎 伸	英 治	幸 幸	征 伸	菊 男	榮 介	光 作	克 昭	利 美	弘 幸	悦 幸	典 男	典 男	義 雅	さん	さん
夫 さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん	さん

農地利用最適化推進委員

1期	1期	1期	1期	1期	1期	2期	2期	2期	2期	2期	2期	1期	1期	2期	2期	3期	3期	4期	5期	(大曾根)
(南山形)	(出羽)	(楯山)	(西山形)	(東沢)	(山寺)	(金井)	(千歳)	(大郷)	(旧市)	(藏王)	(南沼原)	(旧市)	(楯山)	(大郷)	(千歳)	(東沢)	(南山形)	(東沢)	(南山形)	(大曾根)
(丹野菊男さん)	(川村栄介さん)	(後藤紀江さん)	(喜美夫さん)																	

※後藤英治さん、川村栄介さん、丹野菊男さんは引き続き農業委員として、ご活躍されています。

退任委員の紹介

会長就任の挨拶



山形市農業委員会会長
(第23代 13人目)

高橋 徳郎
たかはし とくお

この度の改選に伴い歴史と伝統のある山形市農業委員会会長を拝命し、その職責の重さをひしひしと感じ、改めて身の引き締まる思いです。ともに選任されました農業委員・農地利用最適化推進委員併せて47名の皆様とともに、地域全体の農業の発展に繋がるよう努めてまいります。

私自身、農業に携わる者として、農業者の皆様の声に真摯に耳を傾け、地域の農業の課題や要望を把握し、皆様に寄り添いながら適切な対策を実施していきます。

さて、現在の農業を取り巻く課題として、次のような三点があげられます。

第一に農業従事者の高齢化に伴う、後継者問題です。農業の継続や地域農業の振興のためには、若い世代の参入や農業後継者の育成が重要です。そのための支援や農業の魅力を発信していくことに取り組むことが求められています。

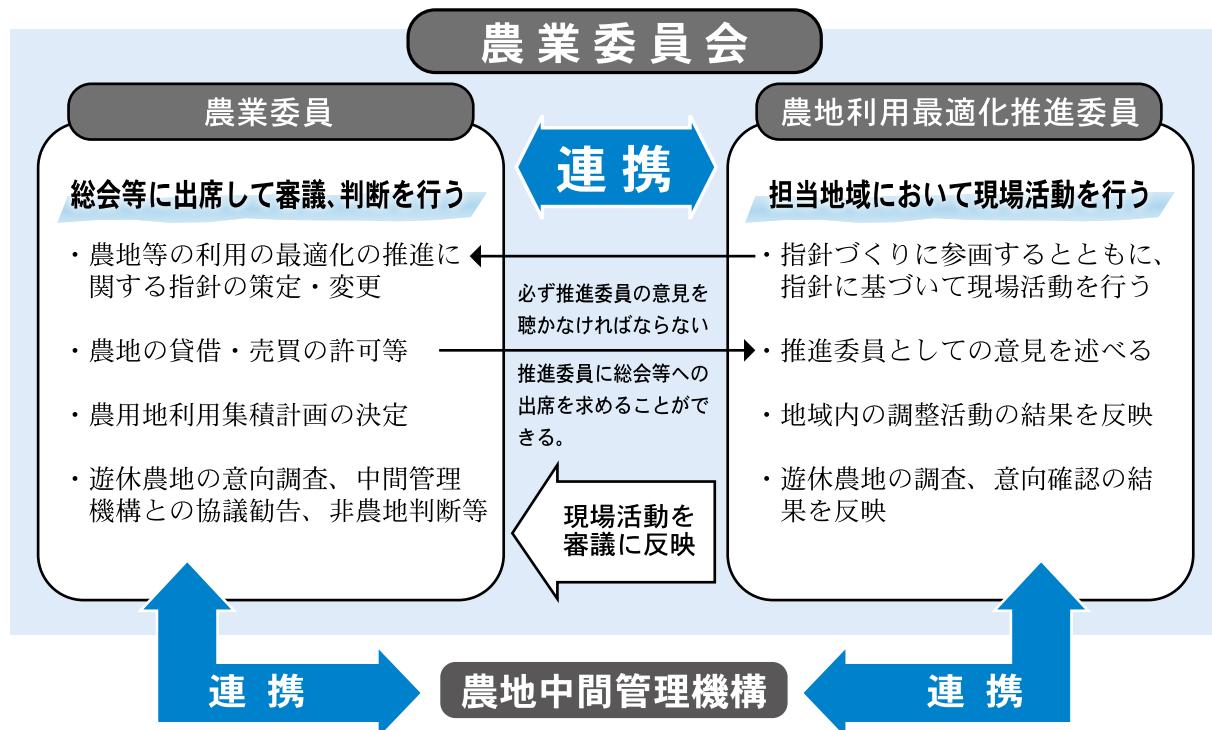
第二に農地利用の最適化です。これまで農業は、圃場整備や機械・施設の導入など発展を遂げてきました。一方、後継者や担い手が少なくなつてゐるなかで、より効率的な農地利用やスマート農業など新しい手法にも対応できるための農地の集積・集約化を進めることが求められています。

第三に遊休農地の解消です。遊休農地は、農業者の高齢化や担い手不足、鳥獣被害などにより増加しています。地域の環境への影響も少なくありません。農地の集積・集約の調整等による再編成や景観作物の用地として有効活用するなど遊休農地の再活用を検討していくことも必要です。

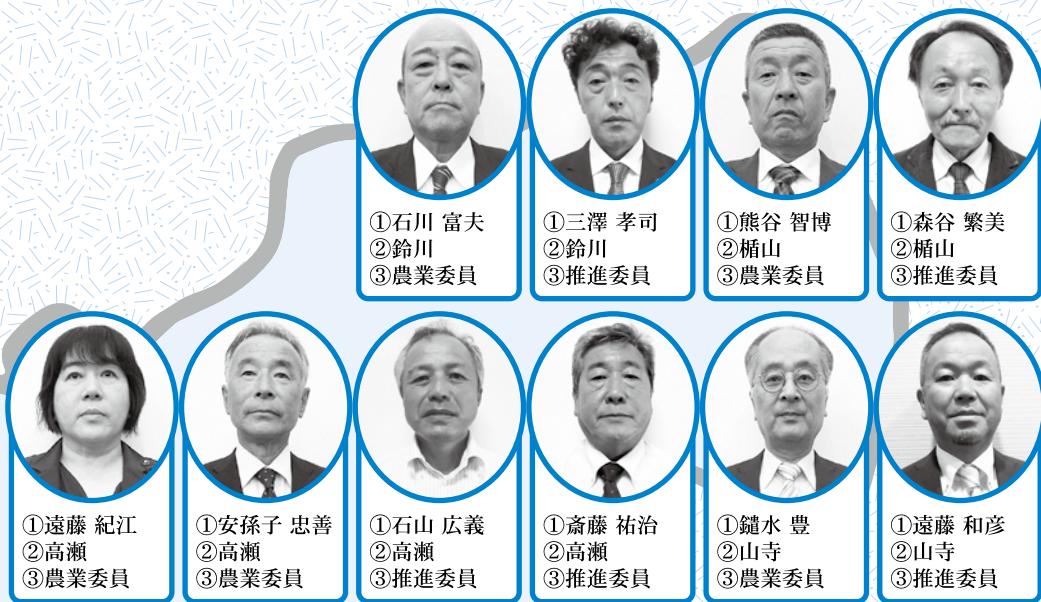
これらのこと踏まえた、地域計画の策定もいよいよ本格化していきます。より具体的で実現可能な目標地図の素案作成が私たち農業委員会に託されています。需要の変化に適応できる新たな農業へと進んでいかなければなりません。

いずれの課題の解決も一朝一夕に成し遂げられるものではありません。皆様のご支援やご協力をお願い申し上げ、全力を尽くしてまいりますのでどうぞよろしくお願ひ致します。

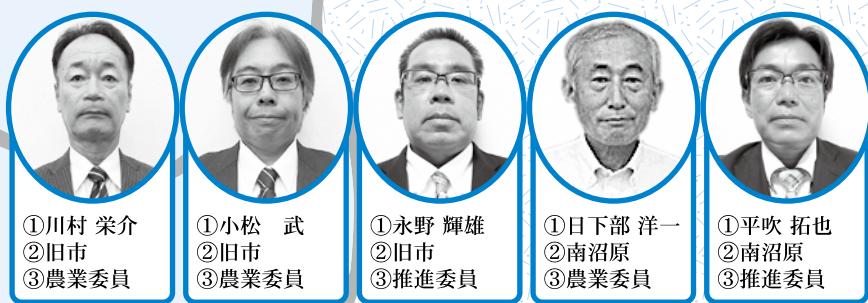
農業委員と農地利用最適化推進委員の連携



※上記は活動の一例であり、農業委員も農地パトロールを行ったり、農地利用最適化推進委員も総会等に出席する事があります。



第4担当区域 鈴川、楯山、高瀬、山寺



第1担当区域 旧市、南沼原、飯塚、 楳沢、滝山、東沢



山形市農業委員会 農業委員24名 農地利用最適化推進委員24名（令和5年7月20日改選）

※掲載項目 ①氏名、②地区名、③農業委員・農地利用最適化推進委員（以下推進委員）別



①丹野 菊男
②大郷
③農業委員



①伊藤 清和
②大郷
③推進委員



①井上 敏嗣
②明治
③農業委員



①野口 明宏
②明治
③推進委員



①丸子 宏
②出羽
③農業委員



①結城 克実
②出羽
③推進委員



①安達 良一
②金井
③農業委員



①七五三 敦
②金井
③推進委員



①佐藤 清
②千歳
③農業委員



①鈴木 傳勇
②千歳
③推進委員

第3担当区域
大郷、明治、出羽、
金井、千歳



①高橋 徳郎
②蔵王
③農業委員



①佐藤 安広
②蔵王
③推進委員



①佐藤 吉之
②蔵王
③推進委員



①丹野 長利
②南山形
③農業委員



①高橋 國彦
②南山形
③推進委員

第2担当区域
蔵王、南山形、本沢、
西山形、村木沢、大曾根



①今野 智夫
②本沢
③農業委員



①須藤久仁夫
②本沢
③推進委員



①長澤 弘
②西山形
③農業委員



①木村 紀男
②西山形
③推進委員



①森田 誠一
②村木沢
③農業委員



①齊藤 稔
②村木沢
③推進委員



①阿部 芳徳
②大曾根
③農業委員



①渡邊 祐助
②大曾根
③推進委員

※法律上、農業委員は区域内（山形市内全域）の農地全体について責任を負うこととされ、推進委員はそれぞれの担当区域（市内4ブロック）において農地等の利用の最適化の推進のための活動を行うこととされています。山形市農業委員会では、法律の趣旨を踏まえたうえで農業委員と推進委員が二人三脚で現場活動にあたっております。

相続登記の申請の義務化

令和6年4月1日施行



どうして相続登記の申請が義務化されるの？

相続登記がされること等により、①不動産登記簿の所有者が直ちに判明しない土地、②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地を「所有者不明土地」といいます。

相続登記の未了、住所等変更登記の未了により、所有者不明土地が増加して、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用の阻害要因となったり、土地が管理されず放置され、隣接する土地への悪影響が発生したりするなど、様々な問題が生じています。

そこで、相続登記の申請を義務化することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

相続登記の申請義務についてのルール

Ⓐ 基本的なルール

相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

Ⓑ 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

Ⓐ・Ⓑともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

※令和6年4月1日以前に相続が発生している場合も過料の適用対象となります。

「被相続人の死亡を知った日」
からではないから、不動産を
取得したことを知らなければ
3年の期間はスタートしないよ！



《お問い合わせ先》

山形地方法務局

電話 023-625-1321
(平日 8:30~17:15)

令和5年度 山形市農業委員会 許可等日程

許可月	3条・4条・5条等の受付期間	総会開催日
10月	9月20日(水)~25日(月)	10月13日(金)
11月	10月20日(金)~25日(水)	11月13日(月)
12月	11月20日(月)~24日(金)	12月13日(水)

※農地法3条（農地に係る権利移動）、4条・5条（農地の転用）等の許可を受けるためには、上記の受付期間中に申請し、翌月13日頃開催の総会で許可・不許可の決定となります。

※許可申請には確認事項、必要書類がありますので事前にご相談ください。

お問い合わせ先：山形市農業委員会事務局 農地係（電話 023-641-1212 内線 775・776・916）

農委広報やまがた
バックナンバーは
こちらから



私のメタボ対策はさておき、新たな編集委員と新たな気持ちで紙面作りを心がけていきますので、「穂豊帆21」をこれからもご愛読いただきますようお願いいたします。
(編集委員長 丸子 宏)

編集後記

今年は改選期に当たり、広報誌編集委員も三名に入れ替わりました。新型コロナウイルス感染症に対する規制も緩み、取材活動が自由にできるようになりました。以前の「おじやまします」のような戸別訪問による記事も復活させていこうと思います。今後の展開をご期待ください。